

電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律について

法の概要、趣旨及び目的について

- 「電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律」(スト規制法)は、昭和28年以前に電産スト等により大規模な停電が発生するなどしたことが契機となり制定されたもので、電気事業及び石炭鉱業の特殊性並びに国民経済及び国民の日常生活に対する重要性に鑑み、公共の福祉を擁護することを目的としている。
- 電気事業については、憲法上の争議権の保障が及ばない「正当でない争議行為」として、「電気の正常な供給を停止する行為その他電気の正常な供給に直接に障害を生ぜしめる行為」を明文で禁止している。
- スト規制法は、近年の電力システム改革の議論に併せてその在り方を検討するよう指摘を受けているところである。

スト規制法の見直し検討に関する経緯について

時期	出来事・決定等
平成26年6月11日	<p>「電気事業法等の一部を改正する法律」成立 (電力小売・発電の自由化、電気事業類型の見直しなど) ※同法附則第50条においてスト規制法の一部を改正 (事業者区分の変更に伴う改正)</p> <p><附帯決議> 「電力システム改革に関する法体系の整備に併せ、所管省庁において有識者や関係者等からなる意見聴取の場を設けその意思を確認し、同法(注:スト規制法)の今後の在り方について検討を行うものとする。」</p>
平成26年9月11日 ～平成27年2月2日	<p>電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律の在り方に関する部会(スト部会)開催</p> <p><部会報告書> 「電気の安定供給と特殊性、今後の電力システム改革の影響も踏まえ」、 「<u>スト規制法について、現時点では存続することでやむを得ない。</u>」が、「<u>スト規制法の在り方については、電力システム改革の進展の状況とその影響を十分に検証した上で、今後、再検討すべきである。</u>」</p>
平成27年6月16日	<p>「電気事業法等の一部を改正する法律」成立 (送配電部門の法的分離など)</p> <p><附帯決議> 「「電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律」については、(略)本改正法の施行後の検証時期(注:令和7年3月31日まで)に併せ、「労働政策審議会電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律の在り方に関する部会」報告における再検討の指摘に基づき、その廃止も含めた検討を行い、結論を得るものとする。」</p>

労働政策審議会労働条件分科会電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律の在り方に関する部会(仮称)の設置について(案)

